

観光圏内限定旅行業者代理業に求められる添付書類

番号	添付書類	法人	個人	注意点	注入り 様式
①	申請書	○	○	旅行業法施行規則第1号様式(1)による。営業所が複数ある場合のみ同様式(2)も必要。	○
②	定款又は、寄付行為	○		写しで可。	
③	旅館業の許可証の写し	○	○	営業許可時と名称変更等がされていないか注意。	
④	風営法に該当しない旨の宣誓書	○	○	宣誓書の(代表者)氏名は自筆で書く。また、フリクションペン等の消去・加工が可能な筆記具は使用不可。	
⑤	登記事項証明書	○		法務局で発行する商業登記の「履歴事項全部証明書」で可。但し本通を添付すること。	
⑤	住民票		○	外国人にあっては「外国人登録済証明書」とする。	
⑥	役員の欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓書の氏名は自筆で書く。また、フリクションペン等の消去・加工が可能な筆記具は使用不可。 ・「役員」とは、おおむね次に上げる者を言う。 <ul style="list-style-type: none"> イ) 合名会社 定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員。その他の場合は、総社員。 ロ) 合資会社 定款をもって業務を執行する無限責任社員を定めた場合は、当該無限責任社員。その他の場合は、総無限責任社員。 ハ) 株式会社及び有限会社 取締役及び監査役 ニ) 財団法人及び社団法人 理事及び監事 ホ) 特殊法人 総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事監事等法令により役員として定められている者。 	
⑦	旅行業務に係る事業の計画	○	○	旅行業法施行要領第一号様式の(1)、(2)による。	○
⑧	旅行業務に係る組織の概要	○	○	旅行業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、旅行業務取扱管理者(観光圏内限定旅行業務取扱管理者)を明示すること。	参考例あり

⑨	旅行業務取扱管理者（観光圏内限定旅行業務取扱管理者）に選任する者の一覧表	○	○	選任予定者を含む。	
⑩	観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修修了証明書の写し	○	○	研修修了証以外で旅行業務取扱管理者の資格がある場合は、旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は、旅行業務取扱主任者認定証の写し。	
⑩-2	旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書又は、観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修受講宣誓書若しくは、旅行業務取扱管理者定期研修受講修了証	○	○	⑩の書類において、 ・研修修了証の発行日又は、旅行業務取扱管理者試験の合格日から5年以上経過 ・旅行業務取扱主任者試験合格証又は、旅行業務取扱主任者認定証の場合は、左記のいずれかの書類が必要。	
⑪	選任取扱管理者の履歴書	○	○	氏名は自筆で書く。また、フリクションペン等の消去・加工が可能な筆記具は使用不可。職歴は過去すべて（現在の職以前に勤務歴があれば）を記入のこと。	
⑫	選任取扱管理者の欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	氏名は自筆で書く。また、フリクションペン等の消去・加工が可能な筆記具は使用不可。	
⑬	（観光圏内限定）旅行業者代理業業務委託契約書の写し	○	○	委託契約書には、委託された業務が観光圏内限定の商品に限る旨、明記する。	参考例あり